

国民健康保険保険給付費等交付金(特別調整交付金分(保健事業分))に係る財源変更について

### 1、交付金の流れ(R4年以降は見込み)

R3. 7 計画内容の協議(県国保課)(期限R3.7.21)(交付要件を県国保課を通じて厚生労働省に確認)

R4. 8 事前協議(県国保課)

R4. 10 事前協議(厚生労働省)

R4. 12 交付申請(県国保課)

R5. 1 交付申請(厚生労働省)

R5. 2 交付決定通知

R5. 4月末まで 実績報告

R5. 5 額確定通知書・支払い

### 2、交付要領(抜粋)

#### (1)国民健康保険総合保健施設

直営診療施設に併設又は隣接した施設であり、直営診療施設と一体となって保健・医療・福祉サービスを総合的に行う拠点として、保健事業部門、介護支援部門及び居宅サービス部門それぞれの機能を一体的に有するもの。

#### (2)保健事業部門 300 m<sup>2</sup>以上

管理部門(事務室、記録保存室等)

保健指導部門(健康相談室、保健指導室)

健康増進指導部門(運動指導室等)

検診部門(診察室、検査室等)

共通部分(会議室等)

### 3、経緯

7/6 県国保課より計画内容の協議資料の提出依頼あり。(期限 R3.7.21)

県国保課と連絡を取りながら協議関係書類を作成していく中で、「子育て支援センターの休館時に子育て支援センター内の診察室等を保健福祉センターでの検診で使用する場合、保健事業部門の検診部門の要件を満たすか」について県国保課経由で厚生労働省に確認した。

町としては交付対象となると解釈していたが、7/27 に県国保課経由で厚生労働省から、「交付要領上の解釈としては、各種の検診を行うために必要なスペースを有していることが必須要件であるが、今回は子育て支援センターの休館時のみしか使用できず、図面上も別の施設であることは明らかであるため要件を満たさない」との回答あり。

交付対象とするためには保健福祉センター棟の保健事業部門に住民健診等が実施できる専用の診察室、検査室等が必要となったことが判明したため、交付金に替わる財源の変更をした。

2021年9月15日文教福祉委員会資料

医療センター・保健福祉センター一整備事業費に基づく年度別事業費 ※財源修正（補助金・地方債・基金繰入金）

単位：千円

【補正前】

区分	施設整備全体												
	令和3年度					令和4年度							
	事業費	財源内訳				事業費	財源内訳						
		国庫 支出金	地方債	その他			国庫 支出金	地方債	その他				
国庫 交付金				基金繰入金	国庫 交付金				基金繰入金				
建設工事費	1,043,000	390,000	152,659	395,000	105,341	289,000	0	395,000	86,600	273,400	102,000	152,659	0
設計監理費	22,660				22,660				18,128	4,532			
医療機器整備	77,000	60,000	9,800	8,200	7,700				7,700	69,300	60,000	8,800	
施設整備費計	1,142,660	450,000	161,459	395,000	136,201	289,000	0	395,000	112,428	347,232	162,000	161,459	0
内町負担分	666,201	0	0	395,000	136,201	86,400	0	395,000	112,428	72,373	48,600	0	0



【補正後】

区分	施設整備全体												
	令和3年度					令和4年度							
	事業費	財源内訳				事業費	財源内訳						
		国庫 支出金	地方債	その他			国庫 支出金	地方債	その他				
国庫 交付金				基金繰入金	国庫 交付金				基金繰入金				
建設工事費	1,043,000	550,000	10,389	395,000	87,611	190,000	0	170,000	57,200	625,800	360,000	10,389	225,000
設計監理費	22,660				22,660				9,064	13,596			
医療機器整備	77,000	60,000	8,800	8,200	7,700				7,700	69,300	60,000	8,800	
施設整備費計	1,142,660	610,000	19,189	395,000	118,471	190,000	0	170,000	73,964	708,696	420,000	19,189	225,000
内町負担分	696,471	183,000	0	395,000	118,471	57,000	0	170,000	73,964	395,507	126,000	0	225,000

【差額】

区分	施設整備全体（補正後の増減）													
	令和3年度（補正後の増減）					令和4年度（補正後の増減）								
	事業費	財源内訳				事業費	財源内訳							
		国庫 支出金	地方債	その他			国庫 支出金	地方債	その他					
国庫 交付金				基金繰入金	国庫 交付金				基金繰入金					
建設工事費	0	160,000	△ 142,270	0	△ 17,730	△ 98,000	0	△ 225,000	△ 29,400	552,400	0	258,000	△ 142,270	225,000
設計監理費	0	0	0	0	0	△ 9,064	0	0	△ 9,064	9,064	0	0	0	0
医療機器整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費計	0	160,000	△ 142,270	0	△ 17,730	△ 98,000	0	△ 225,000	△ 38,464	861,464	0	258,000	△ 142,270	225,000
内町負担分	30,270	0	0	0	△ 17,730	△ 29,400	0	△ 225,000	△ 38,464	323,134	0	77,400	0	225,000

※地方債は過剰償還を予定しており、7割が交付税措置されるとして算定。